【用具、装具等について】

2023 年 2 月 12 日
八王子市軟式野球連盟

1. 用具、装具およびユニフォームは、次に定められたもの以外は使用できない。
2. バットは、公認野球規則で規定されるもののほか、次による。
   (1) バットは一本の木材で作った木製バットのほか、竹材、木片などの接合バットであること。
   (2) 金属・ハイコンバット(複合)は、J.S.B.B のマークをつけた全軟連公認のものに限る。
   (3) バットは改造加工したものは使用できない。ただし、後付けフレアグリップの使用については、専用テープ等で完全に固定・被覆されたなだらかな形状のものであれば使用は認める。
3. 捕手は、J.S.B.B のマークをつけた全軟連公認レガース、プロテクターおよび SG マーク付きのマスク(スロートガード付き)、捕手用ヘルメット、ファウルカップも着用しなければならない。捕手はキャッチャーミットを使用することを推奨する。
   尚、SG マーク付きのマスクは、令和5年のシーズンについて義務化は行いません。
4. 打者、次打者および走者は、J.S.B.B のマークをつけた全軟連公認および SG マークのついた両側か片側にイヤーフラップのついたヘルメットを着用しなければならない。なお、イヤーフラップについては両耳が望ましい。なお、ベースコーチもヘルメットを必ず着用すること。(イヤーフラップは必ず両側とする)
5. 顎ガード付きヘルメットの使用について
   (1) SG 基準改正後に SG 基準を満たしたものに限り使用を認める。
   (2) SG 基準改正後に SG 基準を満たした顎ガード付きヘルメットであっても、不正な改造(使用上認められないにも関わらずパーツを勝手に取り付けるなど)をしていたり、破損していたりする場合など、安全性を欠く場合には使用できない。
   (3) 既に使用・保有している顎ガードのないヘルメットに、後から顎ガードを取り付けることは認められない。(ヘルメット本体の安全性が確認できないため)
6. ユニフォーム、スパイク等は、次に定めるものを着用しなければならない。
   (1) 同一チームの監督、コーチ、選手は、同色、同形、同意匠のユニフォーム及び帽子でなければならない。
   (2) 袖の長さは両袖同一で、左袖に日本字またはローマ字による「東京都」・「TOKYO」または支部名をつけること。
   左袖には他のものをつけてはならない。 胸や右袖には社章・商章・クラブのマスコット等をつけるのは差し支えない。
   (3) 胸のチーム名は日本字またはローマ字で表示し、チーム名の代わりにマークをつけることができる。ただし、統一しなければならない。
   (4) 背番号の規格は、最小限 15.2 センチ以上。最大限長さ 21 センチ、幅 16 センチ、太さ 4 センチ以内とする。
   (5) ユニフォームの背中に選手名をつける場合は、全員が背番号の上にローマ字で姓のみとする。ただし、同姓の者がいる場合は、名の頭文字を入れてもよい。
   (6) アンダーシャツ、ストッキングは全員同色のものでなければならない。
   (7) スパイクの色は自由とし、全員が同色でなくても構わない。ただし、野球用スパイクとする。
   (8) サングラスは、連盟の承認なしに使用できる。ただし、投手はミラーレンズサングラスの使用はできない。
   (9) 保護具の商標表示について

1. 手袋	商標表示:1 か所(手の甲)　大きさ:14 ㎠以下		色の制限なし
2. リストバンド	商標表示:1 か所　大きさ:14 ㎠以下 バンドの長さ:15cm 以下		色の制限なし
3. サポーター	商標表示:1 か所　大きさ:14 ㎠以下		色の制限なし
4. アームスリーブ	商標表示:1 か所　大きさ:14 ㎠以下	野手	色の規制なし　片袖可
		投手	アンダーシャツと同色で両袖
5. レッグガード	商標表示:1 か所　大きさ:14 ㎠以下		色の制限なし
6. エルボーガード	商標表示:1 か所　大きさ:14 ㎠以下		色の制限なし
7. 手甲ガード	商標表示:1 か所　大きさ:14 ㎠以下		色の制限なし
8. リストガード	商標表示:1 か所　大きさ:14 ㎠以下		色の制限なし
9. ネックウォーマー	使用を認める		色の制限なし
10. 走塁ガード手袋	商標表示:1 か所　大きさ:14 ㎠以下		色の制限なし

※各保護具への「ネーム」「背番号」の刺繍は認めることとし、色の規制も行わない。